

滝川市住宅改修助成事業概要について（継続事業）

滝川市建設部建築住宅課

市内における既存住宅の良質化及び性能向上並びに地域経済の活性化を図るため、既存住宅の改修をする方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建て等で令和8年5月7日以降に工事請負契約を締結する住宅となり、令和8年5月6日以前に契約締結した住宅は対象外となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

1. 対象の要件について

- 市内に本社もしくは本店を有する建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者が改修工事を行う住宅であること。また、建設業者が市税を滞納していないこと。
- 対象となる改修工事に要する費用の合計額（消費税等除く。）が5万円以上であること。
- 改修工事に係る工事請負契約の締結日が令和8年5月7日以降の住宅であること。
- 建築基準法第6条の規定による確認が昭和56年6月1日以降に行われたものであること。なお、昭和56年5月31日以前に確認が行われていた場合は、耐震改修の実施が必要となる可能性があります。

2. 補助金の額について

- 対象となる改修工事に要する費用の合計額（消費税等除く）の30%とし、上限30万円（千円未満切り捨て）。

※本補助金は国や北海道等の補助金と併用可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。

なお、介護保険法と障害者総合支援法に基づく給付については、本事業と併用ができませんので、申請予定の方はご留意願います。

※補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助金の交付対象住宅又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したときは補助金の返還を求められます。

補助申請の受付は予算が満了次第終了します。

また、予算には限りがありますので、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

3. 補助金の交付対象者について

自ら所有する既存住宅を改修する者

※補助申請者が事業完了後に自ら居住すること、当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。

4. 補助金の対象となる用途について

- 一戸建ての住宅
- 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。
※ただし、居住の用に供する部分の床面積が、併用住宅の床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有かつ使用すること。
- 二世帯住宅（住戸内で行き来ができること。）
- 長屋（対象となる住戸を所有し居住していることかつ、所有者名義の住戸部分に限る。）
- 共同住宅（対象となる住戸を所有し居住していることかつ、所有者名義の住戸部分に限る。）

5. 申請時期について

補助申請期間については、令和8年5月7日（木）から令和9年2月12日（金）までとなります。
完了実績報告の提出については、令和9年3月12日（金）までの提出期限となります。

なお、滝川市中古住宅助成事業の補助申請と併せて申請する方に限り、令和8年4月1日から令和8年5月6日までの間に改修工事の工事請負契約を締結している場合は遡及適用とし、補助金申請前の工事着手を申請の対象とします。

ただし、このケースの場合は令和8年6月5日（金）までを申請期限としますので、お間違いのないようお願いいたします。

6. 事業の期間について

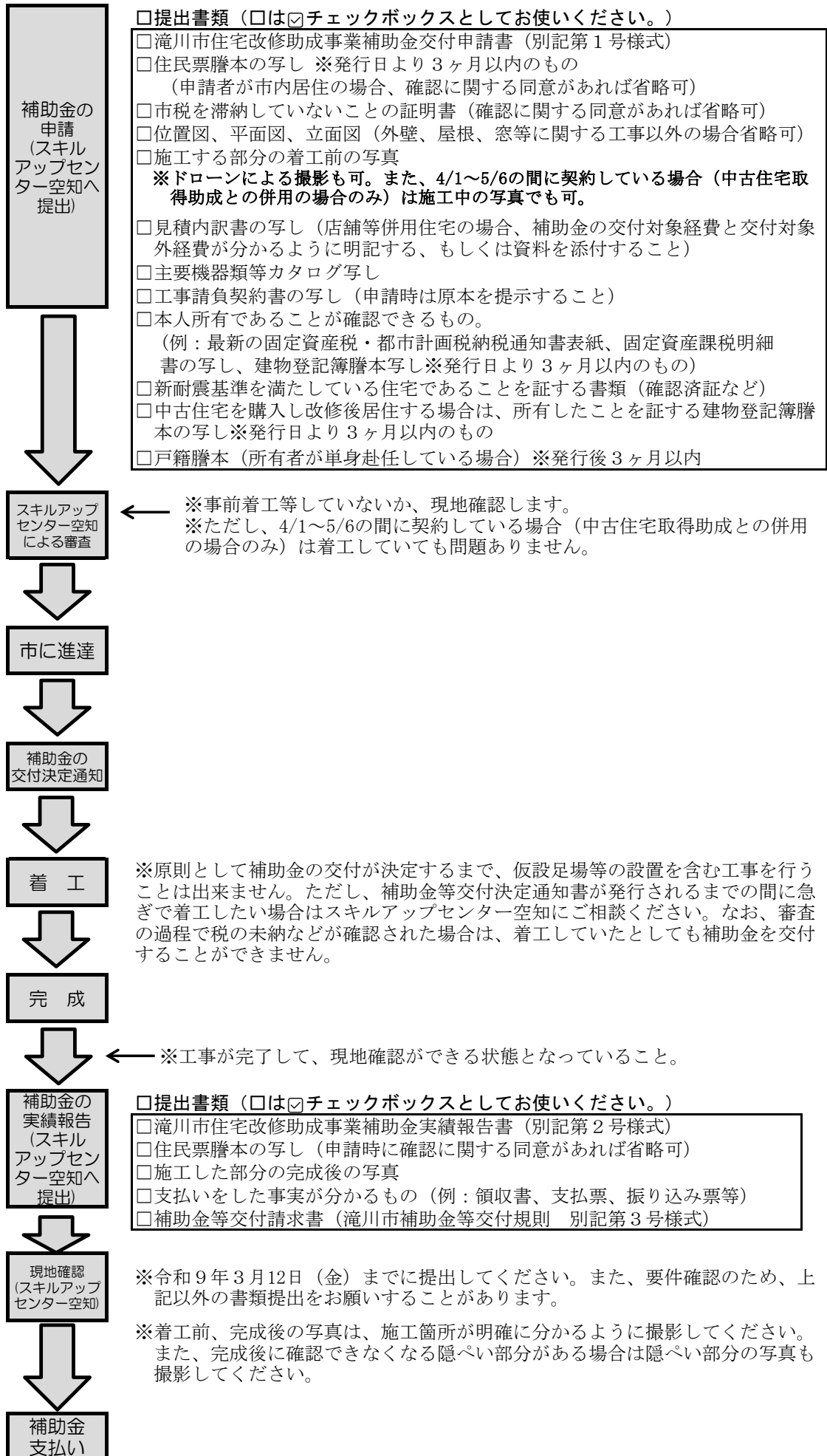
事業期間については、令和8年5月から令和9年3月までの11カ月間です。

7. 補助金の申請の流れ及び留意点について

- 補助申請に関して、必要となる書類と流れを次ページに記載いたします。申請の際は不足があれば受付が出来ませんのでご留意願います。
- 申請、交付ともに事業期間中1回限りとなります。
- 変更については、増額の変更は受け付けすることができません。減額のみ受付となります。
- 補助金の予約は出来ません。
- 着工前及び工事完了後に現地確認を行います。
- 事前着工した場合は、補助対象外となります。
- 増築・改築の場合は、確認済証や検査済証を確認させていただくことがあります。
- 令和8年度に滝川市新築住宅取得助成事業補助金又は滝川市住宅解体促進事業補助金の交付を受ける者は補助金の交付対象者となりません。

■申請及び相談窓口

一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）
住所：流通団地3丁目6-23
TEL 0125-24-1880（代表）



●既存住宅の改修に関する項目 別表（第2条関係）

工事の内容	備考
住宅部分の増築	
住宅部分の改築	
住宅部分の耐震化工事	
屋根・外壁・軒天の改修	
雨樋の改修	
床・壁・天井の改修	
雪止め金物の設置（屋根設置型）	同様の効果を目的とした改修を含む
風除室・サンルームの改修又は設置	住宅と一体であること
住宅と同棟の車庫・物置の改修又は設置	
バルコニーの改修又は設置	
サッシの改修又は設置	
建具の改修又は設置	
住宅用エレベーターの改修又は設置	
換気扇等の改修又は設置	
防犯システム・インターホンの改修又は設置	住宅設置のもの
手摺の改修又は設置	
段差解消用スロープの改修又は設置	基礎や床に固定されるもの
玄関ポーチの改修	
網戸の設置又は交換	
衛生設備機器の設置又は交換	ユニットバス・便器・洗面化粧台等
給水・排水・ガス・灯油配管の設置又は交換	住宅内部
システムキッチンの設置又は交換	キッチン組込式の食器洗乾燥機、調理器具等を含む
スイッチ・コンセントの設置又は交換	配線工事を伴うもの
T V・B S・C Sアンテナの設置又は交換	屋根、壁等に固定されていて、容易に取り外しできないもの
暖房機・冷房機・給湯器の設置又は交換	床、壁、天井に固定されるものに限る
造り付け棚等の設置又は交換	
発電設備の設置又は交換	住宅設置のもの
照明器具の設置又は交換	配線工事を伴うもの
畳の新設、交換又は表替え	
窓ガラスの交換	
住宅用火災警報器の交換	配線工事を伴うもの
その他同等の工事として認められるもの	

※改修工事が、上記項目で複数となっても問題ありません。

例：ユニットバス取替 + 給水管改修 + 網戸の交換

対象外リスト

- ・工事を伴わない家電製品等 例：テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、パソコン、電話機、空気清浄機など
- ・外構工事
- ・単独車庫、単独物置
- ・持ち運びのできるもの、汎用性のあるもの
- ・D I Yのための材料費